

～藤岡市難聴児補聴器購入補助支援事業のご案内～

【概要】

身体障害者手帳対象外の軽度・中度難聴児発達を支援するため、補聴器購入費用の一部を助成します。

【補助対象者】

次の要件のすべてを満たす18歳未満の者。

- 1 藤岡市内に住所がある者
- 2 両耳の聴力レベルが原則として30dB以上70dB未満で、身体障害者手帳（補装具）の交付対象とならない者
- 3 補聴器の装用が必要であると専門医の診断を受けている者
- 4 対象児の世帯内に市町村民税の所得割額が46万円以上の者がいないこと（不明な場合はお問い合わせください）

dB	聴力レベル
0	補助対象外
10	
20	
30	補助対象 (手帳不要)
40	
50	
60	
70	補装具対応 (手帳必要)
80	
90	
100	
110	

【補助対象費用】

- ・新しく補聴器を購入する費用
- ・耐用年数経過後に補聴器を更新する費用（再申請の場合）
（修理、イヤーマールドなどの交換に係る費用は対象外）
- ・費用負担割合は、県1/3・市1/3・自己負担1/3です

【補助対象となる補聴器及び基準価格】

補助の対象となる補聴器の種類と基準価格については、別表のとおりです。
（障害の程度により、条件があります。）

【補助対象個数】

原則として、左右どちらか片耳1個分。

※ただし、真に必要と専門医が認めた場合は、両耳分（2個）

【申請について】

補助を希望する場合は、購入前の事前申請が必要です。（購入後の申請は不可）

申請に必要なものは、

- 1 申請書（市福祉課にあります）
- 2 専門医の意見書（市福祉課にあります）※意見書を作成できる医療機関が限られています
- 3 補聴器販売事業者が作成した見積書（業者の様式で可）
- 4 その他必要と認められる書類（市福祉課にお問い合わせください）

【その他】

- ・専門医への受診料や意見書作成費用は、申請者の自己負担になります
- ・意見書を作成できる医療機関は、（一般社団法人）日本耳鼻咽喉科学会が指定した精密聴力検査機関となり、群馬県内では「群馬大学医学部付属病院耳鼻咽喉科のみ」となります。

【手続きの流れ】

1	申請用紙等の取得	市福祉課で申請書と医師意見書の用紙を取得してください。
2	専門医への受診	専門医の診察を受けてください。
3	意見書作成依頼・交付	専門医から意見書の交付を受けてください。
4	見積書作成依頼	希望する補聴器販売業者に意見書に基づく補聴器の見積書の作成を依頼してください。
5	福祉課へ申請	申請書・医師意見書・見積書を揃えて市福祉課へ申請してください。
6	補助決定	申請書を審査し、適当と認められた場合は、申請者へ利用決定通知書を、補聴器販売業者へ支給券を送付します。
7	補聴器作成・購入	決定通知受領後、決定通知を持参のうえ、補聴器販売業者で補聴器を購入してください。
8	自己負担額の支払い	納品の際、自己負担額をお支払ください。
9	補助金請求（代理受領）	補聴器販売業者は、請求書兼委任状に支給券を添付し、市福祉課へ補助金相当額の請求をしてください。
10	補助金支払い	補聴器販売業者に、補助金相当額を支払います。

【別表】

補聴器の種類		基準価格（※）	基準価格に含まれるもの	耐用年数
①	軽・中度難聴用ポケット型	43,200円	①補聴器本体（電池を含む） ②イヤーマールド ※イヤーマールドを必要としない場合は、基準価格から9,000円を除くこと。	5年
②	軽・中度難聴用耳かけ型	52,900円		
③	高度難聴用ポケット型	43,200円		
④	高度難聴用耳かけ型	52,900円		
⑤	重度難聴用ポケット型	64,800円		
⑥	重度難聴用耳かけ型	76,300円		
⑦	耳あな型（レディメイド）	96,000円		
⑧	耳あな型（オーダーメイド）	137,000円	補聴器本体（電池を含む）	
⑨	骨導式ポケット型	70,100円	①補聴器本体（電池を含む） ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド	
⑩	骨導式眼鏡型	127,200円	①補聴器本体（電池を含む） ②平面レンズ ※必要としない場合は、基準価格から1枚につき3,600円を除くこと。	

（※）補聴器販売事業者が材料仕入時に負担した消費税相当分として、基準価格の100分の104.8に相当する額を基準額の上限とします。

【問い合わせ先】

〒375-8601

藤岡市中栗須327番地 藤岡市役所 健康福祉部 福祉課 障害福祉係

（電話）0274-40-2384（直通）

（FAX）0274-22-5592

（E-mail）hukushi2@city.fujioka.gunma.jp